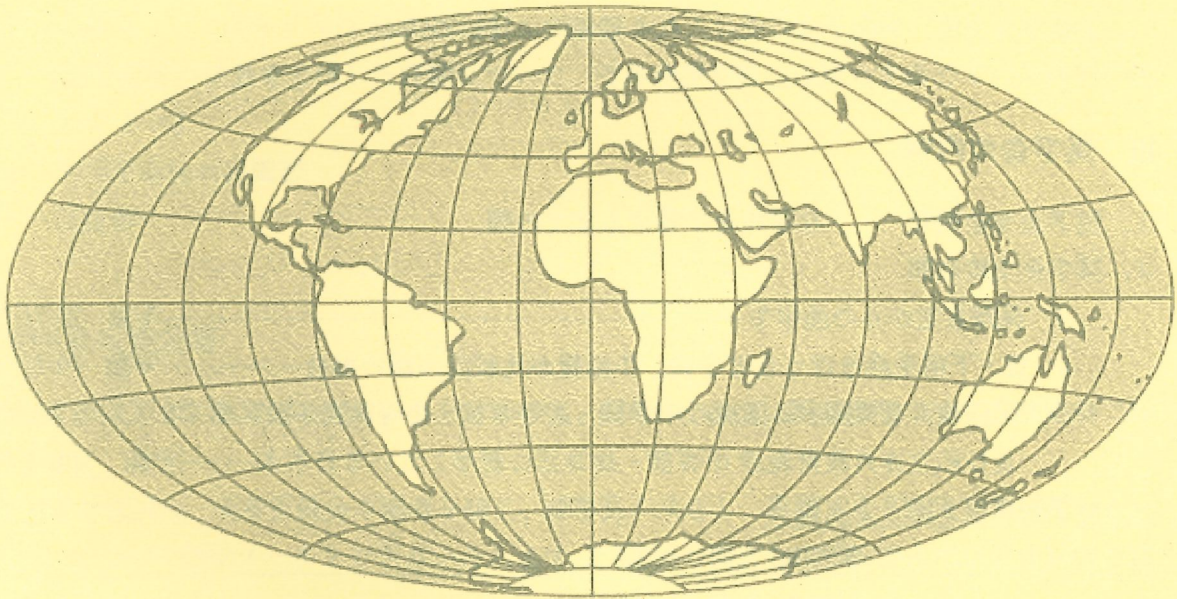


令和 7 年度

公文^{くもん}公^{とおる} 記念奨学金

奨学生募集要項



公益財団法人 公文国際奨学財団

THE KUMON SCHOLARSHIP FOUNDATION

I 奨学金概要

公文国際奨学財団は、公文教育研究会創設者である公文公氏（故人）からの寄附を基本財産として、平成3年に文部大臣（当時）の許可を得て財団法人として設立され、その後、平成24年3月に内閣総理大臣より公益認定を受けた公益財団法人です。奨学金の支給や生徒・教員の国際交流推進等を通じて中等教育段階の国際教育の振興に寄与することをその目的としています。

II 奨学金受給資格

1. 本財団の奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者であって、学業、人物ともに優秀な者とする。
 - ①国際教育を実施する国内の中学・高等学校・中等教育学校に在籍している日本人及び外国人
 - ②私立在外教育施設 中等部・高等部に在籍している日本人
2. 上記の国際教育とは、国民相互の理解交流を促進するため、特色ある教育実践や国際交流を通じ、国際社会に通用する資質の育成を図る教育であり、次の各号の特色を有しているか否かをその基準とする。
 - ①国民相互の理解交流の促進に資する特色ある教育活動を積極的に行っている。
 - ②外国語教育に力を入れている。
 - ③留学生交流、帰国子女の受け入れを積極的に行っている。

III 奨学金の内容

1. 奨学金支給期間 在学期間を卒業するまでの間
2. 奨学金支給金額
 - イ 保護者宅からの通学生-----年額 50 万円
 - ロ 寮・下宿生活を行うなど学費、生活費が比較的高額の場合-----年額 70 万円
 - ハ 国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に留学している外国人及び私立在外教育施設 中等部・高等部に留学している日本人-----年額 100 万円
3. 奨学金新規支給予定人員

年額 50 万円	55 人
年額 70 万円	7 人
年額 100 万円	8 人
4. 単年度奨学金
 - 3 に採用されなかった者のうち、上位 20 人に対し、今年度 1 回限りの奨学金として 50 万円を支給する。
5. 奨学金の併給等について
 - イ 他の団体から奨学金の支給を受けている者も、当財団の奨学金を受けることができます。
 - ロ この奨学金は、返済する必要がありません。

IV 応募方法

1. 募集受付期間 令和7年9月16日(火)から令和7年10月10日(金)
2. 応募手順
 - ① 各学校から当財団奨学生応募専用 URL (同封の各学校長宛て依頼文書に記載) にアクセスし、先生の氏名、メールアドレス (受付完了メールを学校にお送りするアドレスで、生徒本人のメールアドレスではありません) の入力及びパスワードを設定、登録
 - ② サイトにログイン
 - ③ 出願に必要な所定の用紙をダウンロードする
 - ④ 願書及び小論文については応募者本人で記入、学校長推薦書及び調査書については学校側で記入 (必ず所定の用紙を使用してください。)
 - ⑤ 書類の準備ができましたら、②にログインの上、応募フォームにて応募してください。ただし、応募は学校からに限ります。
 - ⑥ 応募確認後、受付メールを学校及び生徒個人のアドレスにお送りします。
数日してもメールが届かない場合は、お問い合わせください。
問い合わせ用メールアドレス kumsf@outlook.jp
3. 出願に必要な書類
 - ① 願書
 - ② 小論文 令和7年度小論文課題
【自分自身の成長を実感した経験について、その背景や自らの思いを含めて、具体的に述べなさい】
 - ③ 在学学校長の推薦書
 - ④ 調査書

V 採用者の決定等

1. 奨学生の選考は、本財団の選考委員会において、願書、小論文、調査書等による書類審査で行います。
2. 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、直接本人 (採用・不採用とも) に11月末頃に通知メールをお送りいたします。 (採用の場合のみ学校長宛てに別途封書で通知します)
3. 奨学金は、その年額を毎年12月初旬～中旬頃までに、口座振込により支給します。
4. 奨学金の支給を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を理事長あてに提出しなければなりません。
5. 奨学生は、毎年度末に学業成績表の写し及び生活状況等報告書を理事長あてに提出しなければなりません。
6. 次の場合は、奨学金を停止する場合があります。
 - ① 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。

- ② 奨学生が転学又は退学したとき。
 - ③ 奨学生の学業又は素行などに問題がみられるとき。
 - ④ 怪我、疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき。
 - ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
 - ⑥ IIの奨学金受給資格を失ったとき。
 - ⑦ 本財団の定める奨学生採用後の諸注意に従わなかったとき。
 - ⑧ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
7. 奨学金が停止された場合には、すでに支給を受けている奨学金のうち、当該事由が生じた時点以降の部分について奨学金の返還を求める場合があります。

VI 個人情報の取扱について

応募者から提供を受けた個人情報は、奨学生の募集、選考、採用及び当財団が奨学金事業を継続するために必要となる業務に限定するとともに、当財団「個人情報取扱規程」に従い、適切に管理します。

ご質問等は、公文国際奨学財団事務局へメールにてお問合せください。

Mail: kumsf@outlook.jp